

再生可能エネルギー条例と長野県

気候変動危機に対して、脱炭素・脱原発をどのように進めていくか。そのカギを握るのが再生可能エネルギーの爆発的な普及である。再エネ普及に関する課題を探っていきたい。地方自治研究機構「太陽光発電設備の規制に関する条例」（2022年10月27日）が参考になるので、抜粋して紹介する（なお4月29日に情報が更新）。

太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例は、2014年1月に大分県由布市が制定してから、全国各地の自治体で制定。22年9月29日時点で公布されていることが確認できるものとして208条例。なお単独条例とは、自然環境や生活環境等とのに調和を図る観点から、届出、協議、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課すもの。都道府県は6条例（兵庫、和歌山、岡山、山梨、山形、宮城）、市町村は202条例。制定市町村数が多い都道府県は多い順に、長野、静岡、茨城、宮城、栃木、北海道、群馬、埼玉、和歌山、岐阜、京都、兵庫、岡山、愛媛、高知など。太陽光発電設備のみを規制対象111条例、太陽光を含む風力、バイオマス、地熱等の再エネ発電設備を規制対象97条例。対象地域、対象施設と規制手続には抑制区域を設定、届出制・協議制、同意制、許可制。特別保全地区を設定して許可制。禁止区域を設定。地域を設定せず、届出制、協議制。再エネ特措法が法定手続と連動させるタイプなど。

都道府県のなかで長野県の動向が気になり、ホームページを検索してみると、長野県環境審議会「地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会」第1回（令和5年3月30日）に参考になる資料が掲載されていた。阿部守一知事から環境審議会への条例制定についての諮問の趣旨を紹介する。—2050ゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギーの更なる生産拡大が不可欠であり、特に本県が高いポテンシャルを有する太陽光発電の拡大を進めていくことが必要となります。一方で、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者との間で課題となる事例も多く、適正な普及を図る観点から一定のルール化が必要となっています。本県では、平成28年に「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定し、市町村における条例制定を促進してきましたが、市町村ごとに内容は多様であり、条例を有しない市町村もあるところです。また、FIT制度（固定価格買取制度）での電力買取りは法令遵守を前提としており、これにより市町村条例の実効性が担保されてきた側面がありますが、今後は、オフサイトPPAなど、FIT制度によらない事業の拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となっています。これらの理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進に取り組んでいきますが、条例の検討に当たり、その方向性について貴審議会の意見を求めます。

（2023年5月30日）